

中国経済台頭への米国の期待と警戒

共通の価値と市場開放を求める米国

佐々木 高成 *Takanari Sasaki*

(財)国際貿易投資研究所 研究主幹

1990年に米国の対中貿易赤字が100億ドルを超え、米通商政策の上で注目を集めるようになったのは90年代初頭である。以後、米中貿易構造も大きく変化するとともに、米国の対中貿易赤字の急拡大をはじめとして、安価な中国製品を世界市場に供給する「世界の工場」としての中国の出現、アジアにおける経済大国としての影響力増大など、米国は新たな通商関係と課題に対応することを迫られている。

本稿では、90年代に生じた米中の通商関係の変化を概観し、次にWTOを中心とする米国政府の対中通商政策の特徴、中国の経済的台頭を踏まえた新たな米中通商政策の流れとこれが東アジアの経済統合に与える影響について触れる。

1. 対中貿易赤字急拡大の構造要因

90年代に生じた米中貿易の変化で明らかなのは、米国の対中輸入の拡大ペースが急速だったことと、米国の貿易赤字が著しく拡大し、定着したことである。米国の商品貿易における対中輸出は1980年に約38億ドルだったが、90年には32%増の48億ドル、2002年は90年比で4.6倍の221億ドルへと90年代に急拡大している。同期間における対中輸入の伸びはさらに著しく、1980年の11億ドルから90年は152億ドル、2002年は1,252億ドルに達し、赤字幅も2000年に日本を抜き最大となって以来、2002年には1,031億ドルとなった。

対中貿易のシェア高まる

米国の総輸出、総輸入に占める中国のシェアは90年代に上昇、とりわけ輸入シェアは著しく高まった。

2001年の時点で輸出シェアは90年

の1.22%から2.63%に上昇したのに

対し、輸入シェアは同じく3.07%から8.96%にまで高まっている(表1)。

中国と競合する産業が多いASEAN諸国、メキシコからの輸入にはこの期

表1 米国の対アジア貿易(総額)～輸入シェア

(単位: %)

順位	輸入国	1990年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年 (1-11月)
	世界計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1	カナダ	18.45	19.52	19.78	19.32	19.13	19.35	18.84	18.95	18.24
2	メキシコ	6.09	8.30	9.22	9.87	10.36	10.71	11.17	11.51	11.72
3	中国	3.07	6.13	6.51	7.19	7.79	7.98	8.22	8.96	10.68
4	日本	18.10	16.62	14.56	13.95	13.35	12.82	12.05	11.08	10.37
5	ドイツ	5.68	4.96	4.92	4.95	5.45	5.38	4.83	5.18	5.28
6	英国	4.10	3.62	3.65	3.76	3.81	3.82	3.57	3.63	3.53
7	韓国	3.73	3.25	2.86	2.66	2.62	3.05	3.31	3.08	3.05
8	台湾	4.58	3.90	3.78	3.75	3.62	3.43	3.33	2.93	2.77
9	フランス	2.65	2.31	2.35	2.38	2.63	2.53	2.45	2.67	2.43
10	マレーシア	1.06	2.35	2.25	2.07	2.08	2.09	2.10	1.96	2.08
15	シンガポール	1.99	2.50	2.57	2.31	2.01	1.77	1.58	1.31	1.27
16	タイ	1.07	1.53	1.43	1.45	1.47	1.40	1.35	1.29	1.27
20	フィリピン	0.68	0.94	1.03	1.20	1.31	1.21	1.15	0.99	0.95
23	インドネシア	0.68	1.00	1.04	1.05	1.02	0.93	0.85	0.89	0.84
24	香港	1.92	1.38	1.25	1.18	1.15	1.03	0.94	0.85	0.81
	(参考)地域合計									
	中国 + 香港	4.99	7.51	7.75	8.37	8.94	9.01	9.16	9.81	11.48
	東アジア10	36.88	39.60	37.28	36.82	36.42	35.72	34.87	33.34	34.09
	ASEAN10	5.50	8.36	8.39	8.16	8.03	7.58	7.23	6.69	6.76
	ASEAN6	5.50	8.32	8.33	8.09	7.91	7.44	7.05	6.48	6.44
	EU15	20.07	17.74	18.04	18.11	19.30	19.06	18.11	19.29	19.32

(注)1. 順位は2002年基準。

2. 東アジア10: 日本、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンの合計

3. ASEAN10: ASEAN加盟10カ国の合計

4. ASEAN6: インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、ブルネイの合計

5. EU15: EU加盟15カ国の合計

(出所)米国貿易統計

間、中国との輸入拡大に対応する変化がみられるだろうか。米国の輸入総額に占める ASEAN6 全体のシェアをみると 90 年の 5.5 % から 96 年のピーク 8.33 % に上昇した後漸減し、2001 年は 6.48 % となっている。インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポールはいずれも 94 ~ 98 年にシェアがピークを示しており、その後漸減するパターンである。

これに対して NAFTA の両国は異なる動きとなっているのが注目される。カナダは 90 年代を通じてほとんど変化がみられないが、メキシコは中国同様、一貫してシェアを伸ばしており、NAFTA の統合効果がプラスに働いていると思われる。輸入商品のうち電気機器の輸入シェア動向に限ってみても ASEAN 諸国、メキシコからの輸入は上記の輸入総額の国別シェアとほぼ似た動きを見せている（表 2）。ちなみに金額ベースでみると、2001 年の対中輸入額はカナダ、メキシコ、日本からの輸入額を依然下回ったが、2002 年にはついに日本を追い抜いた。

中国の輸出依存体質に米国は懸念

基本的に米国の対中輸出の商品別構成は 90 ~ 2001 年の期間ほとんど変

わっていない。これに対して、輸入の中身は 90 年では玩具、繊維製品、履物などが太宗を占めていたのが、2001 年は AV 機器、事務機器などの電子・電気機器が上位になっている（表 3）。

2001 年の米国輸入をみると、当該製品の輸入全体に占める中国のシェアがトップになっている製品はラジオ（シェア 31.6 %）、ビデオ機器（同 43.0 %）、カメラ（同 45.2 %）、自転車（同 72.8 %）など多数があり、2 位以下にも複写機（同 12.3 %）、ゲーム機器（同 27.4 %）など多くの品目が並んでいる。

米国の対中貿易赤字はこのままでいけば、中国からの輸入財が多角化、高付加価値化の傾向を示していること、中国の輸出は外資系企業が約半分を担っているが、最近の投資急増がこれに拍車をかけるとみられること、

いずれ中国の地場資本企業も技術力や品質が向上するに従い、輸出ビジネスに参加する企業が増えるとみられること、などの構造的要因から今後さらに拡大し、米中の通商関係に緊張を与えることが懸念される。

中国からみれば輸出を主導しているのが外資系企業であり、米国企業自身

が対米貿易赤字に貢献しているという反論が可能であろうが、実は米系企業からの対米輸出（逆輸入）の比率は後述の UNCTAD 資料によれば 5.5 % と、むしろ僅少とさえ言える。中国は膨大な失業者と低効率部門を抱えてお

り、経済成長を維持していくにも輸出拡大を政策として止めるわけにはいかないという事情がある。しかし、こうした輸出依存体質は米国にとって問題である。東アジア全体にとっては最大のアブソーバーである米国とはいえ、

表 2 米国の対アジア貿易(電気機器)～輸入シェア

(単位：%)

順位	輸入国	1990年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年 (1-11月)
	世界計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1	メキシコ	13.32	14.43	16.32	17.92	20.29	19.81	19.22	21.62	21.69
2	中国	3.31	6.91	7.77	8.65	10.05	10.32	10.51	12.76	15.89
3	日本	32.93	25.63	22.08	20.22	18.17	18.08	16.93	14.70	13.11
4	韓国	7.72	9.03	7.67	6.94	6.57	7.81	7.78	7.50	7.76
5	マレーシア	5.16	8.86	8.53	7.77	6.65	6.49	6.62	6.65	6.84
6	カナダ	7.85	6.07	7.33	7.44	7.70	7.94	9.09	7.18	5.95
7	台湾	6.48	5.79	6.11	6.33	6.13	6.35	6.64	5.88	5.44
8	ドイツ	3.49	2.81	2.87	2.80	2.84	2.73	2.42	3.09	3.11
9	フィリピン	1.60	2.62	3.18	3.93	4.10	3.87	3.70	3.02	3.01
10	タイ	1.90	2.26	2.25	2.55	2.39	2.27	2.08	1.96	2.18
11	シンガポール	4.90	3.79	3.65	2.91	2.38	2.21	2.56	1.93	1.60
15	インドネシア	0.06	0.83	1.08	1.16	1.16	1.03	0.88	1.08	1.09
17	香港	2.49	1.78	1.77	1.81	1.63	1.39	1.19	0.91	0.91
	(参考)地域合計									
	中国+香港	5.80	8.69	9.55	10.46	11.68	11.70	11.70	13.67	16.79
	東アジア10	66.56	67.50	64.09	62.25	59.22	59.81	58.90	56.39	57.81
	ASEAN10	13.62	18.36	18.69	18.31	16.67	15.87	15.84	14.64	14.72
	ASEAN6	13.62	18.36	18.69	18.31	16.67	15.87	15.84	14.63	14.71
	EU15	9.83	9.67	9.56	9.14	9.42	9.21	8.83	10.40	10.21

(注) 1. 順位は 2002 年基準。

2. 東アジア10：日本、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンの合計

3. ASEAN10：ASEAN 加盟 10 カ国の合計

4. ASEAN6：インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、ブルネイの合計

5. EU15：EUm 加盟 15 カ国の合計

(出所) 表 1 に同じ

表3 米国の対中商品別輸入

(単位: 100万ドル、%)

1990年			2002年		
商品	輸入額	シェア	商品	輸入額	シェア
玩具・スポーツ用品	2,138.699	14.05	電気機械	24,403.918	19.50
衣類	2,110.809	13.87	一般機械	20,214.882	16.15
電気機械	1,926.054	12.65	玩具・スポーツ用品	14,440.857	11.54
履物	1,477.406	9.71	履物	10,226.857	8.17
ニット衣類	1,086.288	7.14	家具・照明器具	9,922.790	7.93
皮革製品	873.922	5.74	衣類	4,478.787	3.58
鉱物性燃料	660.947	4.34	皮革製品	4,464.064	3.57
一般機械	471.761	3.10	プラスチック	3,766.206	3.01
魚介類	396.213	2.60	光学機器	2,760.414	2.21
プラスチック	387.256	2.54	ニット衣類	2,619.334	2.09
その他繊維製品	309.241	2.03	鉄鋼製品	2,534.779	2.03
その他	3,385.291	22.24	その他	25,334.998	20.24
総額	15,223.887	100.00	総額	125,167.886	100.00

米国のみで急増しつつある輸入を吸収していくのは無理がある以上、中国自身の国内市場開放圧力をさらに強める可能性が高まるであろう。これが一つのリスクである。

米国は過去、日本に対して貿易赤字は日本の市場開放の遅れを示すものだと批判してきたが、そのときの米側が市場閉鎖性の論拠としたのが「日本の対米輸入が輸出に比べ圧倒的に少ない」というものであった。既に、日本も含めて中国や他の東アジア経済圏共通の問題として輸出依存体質を批判する論調が見られる(注1)。この点、後述のようにかつての日米通商摩擦で展開された対日批判に類する批判が中国

に向けられる可能性は高い。

2. 中国 WTO 加盟以降の米産業界、プッシュ政権の対応

90年代米中通商問題の流れ

89年の天安門事件によって冷え込んだ米中関係を反映し、90年代初めの通商関係は米国が中国に対して年次の最恵国待遇を与えるか否かという議論を中心に展開したが、早くから中国市場開放の問題も重要な問題になってきた。92年、米産業界、議会は中国の高関税政策、外国からの投資抑制策、特許・著作権侵害などの不公正貿易慣行が大幅な貿易赤字の原因になってい

るとして、74年通商法301条による制裁の威嚇をテコに中国の市場開放と米国企業の知的財産権保護強化を求めた。クリントン政権は通商政策として輸出市場開拓を目標にしたが、中国は其中で「成長市場」と位置付け重要視したのである。しかし、米国は92年の合意の後、95年にも中国と知的財産権の通商交渉で合意するなど一定の成果を得たものの、中国の市場開放

や知的財産権保護の実施について米側の不満は続いた。95年にWTOが発足したことにより、それまでの中国のGATT加盟交渉はあらたにWTO加盟交渉として継続することになり、米国は中国のWTO加盟をテコとして中国市場開放と米国の権益確保を中国に求めてきた、というのが90年代における米中通商関係の概要である。

膨大な対中貿易赤字を抱える米国に

表4 米国の対アジア貿易(総額)～輸入

(単位: 100万ドル)

順位	輸入国	1990年	1995年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年 (1-11月)
	世界計	495,260	743,505	869,874	913,885	1,024,766	1,216,888	1,140,999	1,063,373
1	カナダ	91,372	145,119	168,051	174,844	198,324	229,209	216,268	193,945
2	メキシコ	30,172	61,705	85,830	94,709	109,706	135,911	131,338	124,588
3	中国	15,224	45,555	62,552	71,156	81,786	100,063	102,278	113,523
4	日本	89,655	123,577	121,359	121,982	131,404	146,577	126,473	110,253
5	ドイツ	28,109	36,847	43,069	49,824	55,094	58,737	59,077	56,140
6	英国	20,288	26,891	32,665	34,792	39,191	43,459	41,369	37,503
7	韓国	18,493	24,184	23,159	23,936	31,262	40,300	35,181	32,422
8	台湾	22,667	28,975	32,624	33,123	35,198	40,514	33,375	29,448
9	フランス	13,124	17,177	20,725	24,077	25,910	29,782	30,408	25,890
10	マレーシア	5,272	17,484	18,017	19,001	21,429	25,568	22,340	22,097
15	シンガポール	9,839	18,564	20,067	18,357	18,188	19,186	15,000	13,527
16	タイ	5,294	11,351	12,595	13,434	14,324	16,389	14,727	13,517
20	フィリピン	3,383	7,006	10,436	11,949	12,380	13,937	11,325	10,140
23	インドネシア	3,343	7,437	9,174	9,338	9,514	10,385	10,104	8,936
24	香港	9,488	10,294	10,297	10,538	10,531	11,452	9,646	8,601
	(参考)地域合計								
	中国 + 香港	25,063	64,119	82,619	89,513	99,974	119,249	117,278	127,050
	東アジア 10	182,658	294,428	320,280	332,815	366,015	424,372	380,450	362,464
	ASEAN10	27,250	62,176	70,965	73,394	77,669	87,977	76,385	71,880
	ASEAN6	27,227	61,880	70,344	72,290	76,223	85,849	73,895	68,488
	EU15	99,381	131,910	157,519	176,367	195,368	220,366	220,057	205,393

(注) 1. 順位は2002年基準。

2. その他の注記および出所は表1と同じ。

とって、赤字是正には 90 年代のクリントン政権が目標にしたように、中国市場を開拓し、米企業が輸出を拡大できるような環境を整備する必要がある。この主たる具体的ツールとして、米政権は WTO を活用しようとしているとみることができる(注 2)。

WTO 加盟後の市場開放に対する現実的見方

中国市場について米国産業界では、WTO 規則および加盟時の約束事項遵守を通じて中国に圧力と改善を求める手段が有効だと感じている(注 3)。しか

し、中国が WTO 規則や加盟時のコミットメントを着実に遵守する能力について米国企業が大きな疑問を抱いていたのも事実である。在中国米国商業会議所(会員数 750 社以上)が中国の WTO 加盟直前の時期に会員を対象に行ったアンケート調査によれば、会員の約 4 分の 3 が「WTO 合意が無視され、むしろ新たな規則が設定される、あるいは国内産業保護の傾向が強まる」とみているとの結果が出ている。つまり、一言でいえば大きな不安、不信を持っていたと言える。

米企業にとって具体的に何が障害に

90 年代初頭以降の米中通商問題

1991 年 10 月	米国は中国に対し、74 年通商法 301 条に基づく調査開始を発表
1991 年 11 月	スペシャル 301 条のもとで対中報復を発表
1992 年 8 月	中国が市場開放措置を 10 月までに実施しないかぎり 74 年通商法 301 条に基づく対抗措置を取ると発表
1992 年 10 月	301 条に関する対中交渉で中国が大幅に譲歩したことにより合意
1993 年 1 月	クリントン政権発足
1995 年 1 月	WTO 発足
1999 年 11 月	中国の WTO 加盟に関する米中合意成立
2001 年 1 月	ブッシュ政権発足
2001 年 11 月	ドーハ閣僚会議、中国の WTO 加盟を承認
2001 年 12 月	中国が WTO に加盟
2002 年 12 月	米国通商代表部、WTO 遵守状況に関する報告書を提出
2003 年 1 月	ブッシュ大統領、中国製歩行補助機械に対するセーフガード措置発動を見送る決定

なっているのか。米国政府報告書（GAO 報告）によれば、中国に進出済みの米系企業は、法律、規則等の統一的な適用、知的財産権保護、契約の実施、中国法廷における紛争処理、司法の独立、中国企業と外国企業の内国民待遇、法律、規則等の透明性、のような事項が WTO 約束事項として非常に重要であるが、同時に中国が遵守するのが困難な事項だと考えている。

また、法に基づく統治・法治主義に関連する WTO 約束事項を遵守することが中国側の最大の課題と考える理由について、中国では法律を制定するにあたり、「まず曖昧な法律を制定し、どのような問題が生じるか見てみる、次にその結果をみて法律の解釈を修正する」との米企業のコメントがある。

知的財産権に関するある米企業のコメントはさらに具体的である。「中国の現地資本企業が我々（米企業）の製品およびパッケージングをコピーしたが、この中国企業は中国の地方政府が運営している会社である。商標登録には 6 カ月から 8 カ月を要する。知的財産権の訴訟ケースで裁判に勝ったとしても政府に違反取り締まりを期待できないし、やってくれない。従って訴訟

を起こすのは時間と金の無駄である」

上記のような具体的な例は他の分野でも報告されており、米企業が直面する問題の一端をうかがい知ることができる。

それでは、上記のような問題は中国の WTO 加盟によって改善が見られたのか。米国の産業界、行政府の見方を簡潔に表すとすれば「問題はあるが今のところ静観の立場」であろう。全米製造業協会（NAM）は WTO 約束事項遵守状況について、次のように述べている。

「中国の通商関連法規が不透明、かつ実施状況の詳細に関する情報不足のため、評価するのが困難な状況にあること、中国側の政策、法規が実際の程度変更されたのか、一般的に米企業自身明確に把握しきれていない、

耐久消費財、化学製品の中国国内市場開放度などの点で改善がみられたとする企業もある、中国は協力の姿勢を見せているが、中国に対しては単に協力を求めるのではなく、WTO 約束事項遵守状況につき明確な説明を求めると同時に、遵守違反の場合は改善措置を取るよう強く圧力をかける必要がある」

こうした米国産業団体や利害関係者

などの意見を踏まえて2002年12月米国通商代表部は中国のWTO遵守状況に関する報告書を議会に提出した。同報告書の主旨は、「重要な前進がみられたが、まだ改善の余地は大きい」とまとめることができる。しかし、「改善の余地が大きい」という穏やかな表現にとどめたとはいえ、農業分野、知的財産権、サービスの分野には重大な問題があると指摘している。とりわけ透明性については、新規法規の制定と実施にあたり中国は不確実性と不統一の問題が多いことを強調している。総じて言えば、今回報告はWTO加盟後1年の時点であり、NAMのコメントにあるように中国の実施能力等について様子を見ている段階といえる。しかし、今後は米国はより厳しい目で中国の対応状況を注視していくと思われる。

中国製品に対するセーフガード発動の動きと政府の対応

中国のWTO加盟にあたり、他の加盟国が中国に対してセーフガードを発動することを認める旨、約束事項として盛り込まれた。この条項を利用したセーフガード発動については米行政府が輸入規制措置を採用するか否か、現

ブッシュ政権にとって自由貿易主義へのコミットメントを問う試金石となっている。

次頁の表に見るように、中国のWTO加盟後、米産業から中国に対するセーフガード発動を求める動きは活発である。2002年、米国はWTOに対し中国関係で18件の申し立てを行ったと言われる(注4)。

今のところブッシュ政権は、米産業からの保護主義的圧力に屈してしまうことは、今後中国が保護主義的措置をとった場合、対中通商交渉において米国に不利な材料になりかねないとの懸念から、歩行者補助機械の例にみるように保護主義圧力を排していると見られている。また、WTO下で認められたとはいえ、WTOの精神に違反する特定国に限るセーフガードを発動することは、米国の政策について間違ったメッセージを発することになるという問題もある。ただし、今のところブッシュ政権が対中セーフガードの発動を抑制している要因として、上記の要因に加え、何よりイラク問題をはじめとする国際情勢に伴う外交政策上の利害が優先しているという点は否めない。さらに、ブッシュ大統領が再選を目指す時期までこうした抑止的態度を維持

中国の WTO 加盟以降に発生したセーフガード措置を求める動き

中国からの輸入商品	米国の対応
ニット製品	中国の WTO 加盟後、中国製繊維製品の輸入が急増した（一部製品では前年比 220 倍も増加）。米国内産業（American Textile Manufacturers Institute, ATMI）は、117 工場が閉鎖されるなど著しい被害を受けているとして、輸入割当の導入を求めて 2002 年 9 月 5 日提訴。
車椅子等の歩行補助機械	2002 年 8 月に米国の Motion Systems Corp.社が中国製品の輸入急増が被害を与えているとして 74 年通商法 421 条に基づいて提訴。2003 年 1 月、米大統領はセーフガード措置の導入を拒否する決定を行った。
衣料用スチール製ハンガー	74 年通商法 421 条にもとづき ITC が調査。米国内産業に被害ありとして、ITC は救済措置の勧告を行った。

できるかは別問題であろう。

米国の WTO 戦略で学ぶべきことは、民間企業が直面する問題に関して政府が汲み上げ、交渉に乗せるメカニズムが確立していることである。日本等でもそうしたメカニズムは存在するが、米国の場合は法律で政府による調査や報告が義務付けられたり、調査の頻度、期間などが法律により規定されているなど、より法的に細かな手順が定められていることが特徴であろう。例えば通商代表部が発表する外国の貿易障壁報告などは、その定期性が圧力として働く。また、個別企業が自主的判断で相手国の不公正慣行等の是正を

求める場合、日本企業は相手国の報復を恐れるが故に現状の枠内で最善の方法を探ろうとする傾向がみられるが、上記の貿易障壁報告のように法律による調査の自動開始等が義務付けられれば、その自動性や法的強制力のため個別企業が報復的措置の目標にされることを避けやすいし、情報の開示や収集にも貢献できる、という側面があると思われる。

また、米国は中国の WTO コミットメント遵守状況や市場開放に関する情報収集、対応について在中国米国商会、米中ビジネスカウンシル等の業界団体、議会、行政府の間の連絡を

密にしており、この対応はかつての日米摩擦が激化した1980年代初頭当時との比較を想起させるものがある。当時、米国議会下院歳入委員会のジョーンズレポート、ギボンズレポートや米会計検査院によるベンツェン報告などの日本の市場開放、日米通商関係に関する情報、在日米国商業会議所（ACCJ）による報告や情報が発表され、これらをもとに米政府は日本側を厳しく追及した。このような情報面での官民協力は中国にも活用されているところである。

3. 米国における「中国脅威論・警戒論」

PPPベースの経済規模比較（注5）では既に日本を追い越すまでに至ったとみられる中国経済の急速な成長、急増する中国製品の輸入、輸入される中国製品が従来の繊維製品等の軽工業製品から最近では電子製品にまでその幅が広がりつつあることなどを反映して米国マスコミ等における対中観はここ10年ほどの間に大きく変わってきた。

まず、第1の対中観としては、中国製品の輸入急増が米国市場におけるデフレの主要な要因となっている、

米製造企業の中には米国市場での製品価格低下に直面し、中国へ生産拠点を移した例が見られる、という対中警戒論を挙げるができる（注6）。

第2の対中観は、中国に対する怒濤のような外国投資の流れが中国産業を近代化・効率化に貢献しているだけでなく、最近では半導体製造などのハイテク分野での製造拠点設置やさらにはモトローラ社の例のように研究開発拠点までも中国内に設置する傾向が加速していることは、米国の軍事技術・国家安全保障上の観点から警戒を要するという主張である（注7）。

第3に、上記の見方とは異なり、純然たる国家安全保障という観点ではなく、米国の産業に対する脅威という視点からの警戒論がある。例えば精密金属加工業では、中国からの脅威は巨大な規模と安価な労働力、また中国国内での調達優先政策の点で優位な立場にある国有企業との競争ではなく、中国の民間企業からの競争激化から生じるとする見方が提示されている。中国民間企業は経営が柔軟かつスピードがあり、厳しい現場での罰則に基づく品質管理等、欧米企業に真似できない方法を採用していることなどが、その優位性の理由として挙げられている（注8）。

さらに、中国における豊富かつ安価な研究人材、起業家精神の存在などから、このままではいずれ中国がシリコンバレーに対する競争相手として浮上するのではないかと懸念も出てきている(注9)。

第4は、急増する中国への外国投資が中国の輸出産業を拡大し、これが対米貿易赤字増大につながっている。また、最近の中国への投資急増が他のアジア諸国への投資を干からびさせ、NAFTAにおけるメキシコのように世界の投資を吸い上げているとの見方である。

事実、中国の輸出産業がかなりの部分外資によるものであることは否定しようのないことであり、その意味で中国が巨大な「世界の輸出加工区」となっていると見えよう。UNCTADの報告によれば、中国の総輸出額に占める外資系企業による輸出のシェアは2001年で50%に達している(注10)。他方、在中国米系企業から米国への輸出は98年には21億ドルであったが、これは同年の中国の対米輸出総額380億ドル(中国税関統計)の約5.5%、在中国外資系企業による対米輸出額は98年では203億ドルの10.3%を占めるに過ぎず、対米輸出の多くは米系以

外の外資系企業からのものであると思われる。ちなみに、米国への輸出の約4分の1は香港系および台湾系の企業からのものと言われる(注11)。

米国の対中論調からは次のような特徴が挙げられよう。

第1に、中国の脅威を米国内産業の空洞化という問題意識で捉えようとするものは少なく、むしろ中国への直接投資集中は米国にとってよりもメキシコや他のアジア諸国にとって脅威になりつつある、という見方が多い。つまり、米国産業にとって中国は生産拠点として重要であるが、直接米国から中国に移ったというより、従来の輸出拠点である他の東アジア地域等から中国に輸出拠点が移っているだけではないか、との認識である。米国国際貿易委員会(ITC)でも「アジアの高賃金国が生産拠点を中国に移したことが対中輸入拡大要因の一つである」との分析を行っている(注12)。

第2に、中国の急速な経済的台頭に対する米国の反応は80年代の日米通商摩擦における米国側反応に比較できよう。ただ、日米摩擦では「ハイテク産業における主導権争いで日本が侮りがたい挑戦者として現れてきた」という位置付けであり、かつて米政府の

技術評価局（OTA）や商務省などから米国産業へ警鐘を鳴らす報告書が発表され、米国自身の対抗策としてハイテク産業政策が議論された。また実際に日本の第5世代コンピュータ計画に対抗する目的で米国は官民の共同研究プロジェクトを創設した。他方、中国に対する米国の危機感はそのような現実の対応を引き起こすまでに至っておらず、比較的薄いように思われる。

第3に、むしろ中国脅威論としては、2002年7月に米中安全保障審議会が発表した第1回年次報告書に見るように、軍事面での脅威を提起するものが有力である。同報告書は「経済的自由化が政治的自由化と民主化につながる」との見方に疑問を呈し、中国への直接投資、対米輸入の拡大、技術移転、米国資本市場における中国企業による資金調達などを通じて米国が直接、間接に中国の軍事力強化・近代化に貢献していると指摘している。米国通商政策の柱の一つである自由貿易協定（FTA）戦略そのものが外交上の戦略を色濃く持っていることを考えれば、米国議会等におけるこうした国家安全保障戦略上の脅威論、警戒論が狭義の通商政策に及ぼす要因は現実の要因として無視できないものがある。

4. 東アジア経済統合における中国の役割についての米国の見方

中国の台頭は米中の二国間関係のみならず他の東アジア地域経済との関係、およびアジアをめぐる米国と中国の関係にも変化をもたらしており、例えば、中国がASEANとの間で自由貿易協定の締結に向けて積極的な動きを見せていることは、当然ながらアジアにおける米国の対応にも影響を与える。中国が日本に代わりアジア地域における経済的影響力を強めていることに対し、米国がどのように見ているのかは国家安全保障戦略、通商戦略の2つの側面がある。通商面では基本的に中国の国際経済システムへの統合化プロセスとして捉え、むしろ積極的な評価を与えている。ゼーリック通商代表の発言からその背景を整理すると、次のような理由があると思われる（注13）。

1. まず、中国が東南アジアとの経済関係を深めていくことはむしろプラスであり、米国としてこれをブロックとして捉えて中国に対抗していこうという考えはない。畢竟、

米国は重商主義的国家ではないという考えである。

2. 東アジアの国をはじめ、全ての世界の国が市場としての米国に依存しているという状況は望ましくない。中国と他のアジア地域の統合が進展すれば（この米国の負担を減らすことにつながるため）いいことだ、という考え方がある。
3. 米国は 80 年代の自国の経験から、開放された市場こそが競争力の源と考えており、中国との競争に自信を持っている。

このほか、逆に中国が経済的に弱体化した場合は東アジア地域の不安定要因が強まり、米国に大きな負担となるから、米国はむしろ安定した中国を望んでいるという見方も可能であろう。

なお、ASEAN との FTA に関して米国は 2002 年 10 月 26 日、ASEAN イニシアチブ構想 (EAI) を発表した。これを中国が FTA 締結へ向けて大胆に動いていることへの「対抗措置」だったとするのはやや一面的な解釈のように思われる。EAI は中国への対抗という意味合いよりも東アジアにおける米国の政策空白を埋めようとする動機が強いと考えられる。EAI 発表の少し前、10 月 1 日にゼーリック米通商

代表が打ち出した通商政策方針では通商アジェンダ 10 項目を挙げ、具体的に FTA の対象国とその背景を述べているが、ここには ASEAN、中国、東アジアに対する言及はない。このことから考えて ASEAN に対する優先度は相対的に低かったと判断せざるを得ない。従って、EAI はテロ事件の発生などで不安感の出た ASEAN に対し、一定の条件を順次クリアしていった FTA 締結に至るまでの道筋、ロードマップを当面示すことにより米国のプレゼンスを再確認する意味合いの方が高かったと思われる。ただ ASEAN に引き続き米国がコミットしているということを示した副次的効果も否定できない。

ブッシュ政権は、中国がアジアとの経済統合を進展させることについて基本的に歓迎の立場を表明しているが、それでは米国が諸手をあげて歓迎しているかといえば、やはりそこには前提条件あるいは留保条件が付く。それは一言でいえば国際システムにおける大国にふさわしい責任、責務を果たすということであろう。つまり、まず WTO ルールの遵守であり、法治主義であり、自由市場の原理、などである。これらを果たさなければ国際システム

の一員とはみなさない、ということである。米国が中国の統合（integration）という場合、統合という言葉の意味が実態としてのビジネス関係の密接化、国境を越えた調達・生産ネットワークの発展などの意味より、上記の意味が強く出ていることに注意すべきである。

国家安全保障戦略上からみた米国の対中戦略は、実は通商政策にも共通した発想が見られるが、国際システムのなかで応分の責務を果たすことが全ての前提であり、そのような行動をとらせるべく必要なら誘導し、圧力をかけていくという考えが鮮明に表明されている。

国務省のリチャード・ハース政策企画局長は、こうした政策を「統合過程（integration process）」と呼び、「中国が規範、規則、共通の利害といった国際システムの中に完全に統合するためには、大量破壊兵器の不拡散、貿易・投資に関する障壁の低減、法治主義（法の支配）原理、人権の推進、などの共通の目的を支持するようその力を発揮する必要がある」と述べている（注14）。

この考えに基づけば、中国が ASEAN との自由貿易協定を進めるこ

とは、それ自体歓迎するが、その結果出来上がった制度が米国の考える共通の価値を反映しないものであってはならない、ということの意味しよう。ここで留意すべきことは、「共通の価値」というとき、それは「米国の価値」に限りなく近いことである。例えば、米国がこれまで締結ないし合意している自由貿易協定（FTA）について見ると、イスラエルにはじまり NAFTA、ヨルダン、シンガポール、チリ、いずれも自国よりも経済力が遥かに小さい国としか締結していない。米国はいわば常に強者としての立場から自己の制度を相手に認めさせるか、自国企業の權益をいかに守るか、という観点から交渉を行ってきたと見ることができる。

NAFTA のケースでは締結当時、カナダとメキシコはそれぞれ米国の10分の1、20分の1の経済規模である。米国も関税低下などで譲歩はしているとはいえ、原産地規則等は米産業の利益を中心に作成されたと解釈できる。カナダの間では農業において自らの制度を変更することはなく、穀物、酪農製品などで勝ち取った方が大きい。保護主義的規制として有名な内国海運法（ジョーンズ法）に至っては未だ廃

止されておらず、逆にドーハラウンドでも死守する構えである。米国のFTA戦略はもともと国家安全保障や外交政策と結びついた戦略的要素が強いが、米国の国内産業をFTAを通じて改革するという側面は薄いように思われる。シンガポールとのFTA交渉では金融危機になった場合の資本移動規制が最後まで争点になったが、米国は自国金融界の利害にもとづき資本移動規制権限を制限する立場を取って圧力をかけつづけた。この例に見るように、むしろ米国の権益が守られるよう相手に改革を求める姿勢が強い。これは日米貿易摩擦において繰り返されたパターンでもあり、今後対中関係においても、またASEANとのFTAで繰り返される可能性は高い。

(注1) Robert J. Samuelson, “Deflation Out of China”, *Newsweek*, December 3, 2002

(注2) 実は中国もWTO活用をその通商政策の眼目に置いている。朱鎔基首相は2001年12月9日の演説で「猶予期間を十分に活用し…」 「…享受できる権利は十分に利用する」「WTO規則の保護規定を活用し、自国産業・経済の安全を保護する」と発言しているが、この点を見る限り保護的な通商政策をとる、あるいはとりうる可能性を示唆している。

(注3) United States General Accounting

Office, “World Trade Organization – Selected U.S. Company Views about China’s Membership” GAO-00-1056, September 23, 2002

(注4) *South China Morning Post*, February 5, 2003

(注5) World Bank, 2002 World Development Indicators

(注6) “Surge in Exports From China Gives a Jolt to Global Industry,” *Wall Street Journal*, October 10, 2002

(注7) John J. Tkacik, Jr. “Strategic Risks for East Asia in Economic Integration with China” The Heritage Foundation, November 12, 2002

(注8) The Precision Machine Products Association, “The Threat From China”

(注9) “High Tech in China,” *Business Week*, October 28, 2002

(注10) UNCTAD, “China: WTO Accession and Growing FDI Flows” Press information note, December 11, 2002

(注11) UNCTAD, “China’s Accession to WTO: Exaggerated Fears?” Discussion Paper No.165 Yuefen Li, November 2002

(注12) Michael Barry, “Why is the U.S. Trade Deficit with China so Big?” *International Economic Review*, International Trade Commission, September/October 2001

(注13) Ambassador Robert B. Zoellick, Press Roundtable, Beijing, China, April 10, 2002, U.S. Department of State-IIP: The United States and China

(注14) Richard Haass, Director, Policy Planning Staff, Department of State, “China and the Future of U.S.-China Relations,” U.S. Department of State, December 5, 2002